

入札監理小委員会  
第 34 回議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局

第34回入札監理小委員会  
議事次第

日時：平成20年4月1日（火） 18:10～19:37  
場所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

- ① 実施要項（案）の審議
  - 就労条件総合調査（厚生労働省）
  - 国民年金保険料の収納事業（社会保険庁）
  
- ② その他

3. 閉 会

<出席者>

（委員）

樫谷主査、小林副主査、渡邊副主査、逢見副主査、前原委員、佐藤専門委員  
椿専門委員

（厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計課）

林課長、武田賃金構造分析官、野田課長補佐、秋山課長補佐

（社会保険庁運営部年金保険課国民年金事業室）

西田室長、杉山室長補佐、矢口室長補佐、加藤係長、山越主査

（事務局）

中藤事務局長、熊埜御堂参事官、森山参事官、徳山企画官

(厚生労働省入室)

**○榎谷主査** それでは、ただいまから第34回「入札監理小委員会」を開催いたします。本日は厚生労働省の就労条件総合調査、社会保険庁の国民年金保険料収納事業の2件の実施要項（案）につきまして審議を行います。

初めに、就労条件総合調査の実施要項案の審議を行います。本件については統計調査分科会の椿専門委員にも審議に御参加いただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、厚生労働省の賃金福祉統計課林課長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について20分程度で御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○林課長** ただいま御紹介にあずかりました林でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。座って御説明させていただきます。

お手元の資料A-③「平成21年就労条件総合調査における民間競争入札実施要項（案）」に基づいて御説明させていただきます。

まず1ページでございますが、本調査の概要について簡単に御説明させていただきたいと思っております。その前に平成21年とございますが、年号の数え方について先に御説明させていただきたいと思っております。本調査は毎年1月1日時点を調査日として調査しているものでございますので、平成20年度に行う調査平成21年調査という呼び方をしております。ですから、年度と付いた場合には1つ数が少なく表示されるということになります。

本調査は簡単に申しますと、労働条件全般について実態ではなくて制度面について企業本社に対して調査をするというものでございます。ただ、労働条件は非常に範囲が広がりますので、調査項目は毎年固定している部分もございますが、半数程度は毎年そのときの行政需要に応じて入れ替えていきます。そういう調査の性格上、本調査は指定統計ではなく承認統計という形で毎年総務省から承認をいただいて実施しております。

というわけで調査は企業を対象としておりまして、本ページのイのところでございますように、調査客体数は約6,000です。また、調査時期は1月1日現在ということで、今御説明したとおりでございます。

調査事項につきましては、1～2ページ目にかけてア～オまでございますが、これはあくまでも21年度調査の事項ということでございまして、このうちの半分程度は毎年入れ替わるというふうに御理解いただければと思います。

次に（2）の請負業務の具体的な内容ということでございますが、文書よりも絵の方がわかりやすいかと思っております。お手元の資料の26ページを開いていただきたいと思います。「別添1」という図があると思っております。これは2年前の平成19年調査のときの実施方法を簡単に書いたものでございます。この2年前の調査におきましては、この左下の枠は厚生労働省でございますが、調査票の企画・サンプル抽出及び印刷までを我々で行いまして、47都道府県にございます労働局及びその傘下にございます監督署で調査員の教育から調査票の配布・回収、それから不明企業の追跡調査・名簿修正、また回収後の内容チェック・一次審査まで行っていただきます。それを厚生労働省に戻していただき、のち我々の方で2度目の内検を行いまして、データ入力、そして集計・公表というところを本省で行うという形で実施させていただいておったところがございます。

「別添2」になりますが、昨年度のものですが現在ちょうど実施中の調査でございます。少しやり方を変えておりまして、左下の厚生労働省では調査票の印刷ののち調査票の客体への発送及び不明企業の追跡調査までは行っております。その後の名簿修正から調査員の指導、疑義への照会対応・回収、また一時的な内容

チェックまでを現在労働局・労働基準監督署で行っていただいております。その後の2次内容チェックからデータ入力・集計・公表までを本省で行うという形で、簡単に申しますと片道郵送という言い方ができるかと思いますが、そういう形で本年はやらせていただいたところでございます。

実は今回の一番のポイントであります委託の中身になりますが、28ページの参考というところになります。今回御審議いただくものにつきましては、サンプルの抽出及び調査票の原案作成までを厚生労働省で行い、調査票の印刷の段階から挨拶状送付、不明企業の追跡調査、また調査票の配布、照会対応、それから不明企業の追跡調査の結果としての名簿の修正、また督促業務、調査票の回収、内容チェック、内容チェックに基づいたデータ入力と、この部分までを民間事業者への委託内容といたします。最終的なデータ入力されたものをベースに厚生労働省で2度目の内容チェックを行い、集計・公表までを最終的に行います。したがって、この赤い括弧書きの部分を今回の委託業務の範囲とさせていただきますところでございます。

では委託要項の原案に戻っていただきまして、時間が限られておりますのでポイントだけの説明にさせていただきますと思います。

要項（案）の7ページのところを御説明させていただきたいと思っております。この7ページの一番下にありますが「(5)業務に当たり確保されるべき質」ということが一番大事なところかと思っておりますので、この点を御説明させていただきます。8ページにございますが、ここにありますアイウエの4点が確保されるべき質の内容というふうになっております。

まずアの部分でございますが、当然のことながら策定した工程のごとの、我々と調整した作業方針に基づいてあらかじめ策定した各工程のスケジュールに従って確実に業務を実施すること。これは言うまでもないことですが、当然のことということで書かせていただいております。

次に問い合わせ・苦情対応ということで、これらにつきましても原則、我々の貸与する照会対応事例集に沿って適切な対応をしていただくこと。

3点目といたしまして、審査・紹介業務の結果として個票のエラー修正率を100%とするということで、これをお願いしたい。

最後は、統計の質についてです。私どもやはり統計の質を左右する最大のポイントは有効回答率であるというふうに考えております。この有効回答率については、官が行った平成17年から直近3年間の有効回答率の平均81.2%でございます。これを目標とするということで、これを確保されるべき質として掲げておるところでございます。無論、統計調査はあくまでも100%の回収率を求めるのは当然のことでございますので、民間事業者におかれましては81.2%でOKというわけではなくて、あくまでもそれを少しでも上回り、かつ100%に近づける努力はしていただきたいということは申し上げたいと思っております。

また、本調査は企業規模と産業の大分類のクロスによってサンプル設計をしております。ですからそれぞれのクロスで囲まれた部分、一つの升目をセルと申しますが、そのセルに一定数のサンプルが存在しないと復元したときに統計の結果がゆがんでしまい使えなくなるということがございます。ですから企業規模別と産業別に有効回答率をある程度確保していただきたいというのが私どもの希望ではあります。しかし、そこまで細かく規定してしまってもなかなか厳しいものがあるかと思われましたので、一応確保されるべき質として企業規模別のサンプルの回収、これは過去直近3年間で、我々が実施した中で最も回収率の低かった有効回答率を最低限の目標としていただきたいということで設定しております。以上の4点が確保されるべき質として掲げさせていただきますところでございます。

次に、10ページの5に行きたいと思っております。ここは落札者を決定するための評価基準ということでございます。これにつきましては私どもは総合評価という形を取りたいと思っております。具体的には右の11ページの中ごろにございますが、技術点と価格点を足して総合評価点として最も高い業者を落札者とするという

考え方でございます。価格点につきましてはその下にございますような計算式で単純に計算したのを使用します。技術点につきましては、まず左側に戻っていただきまして、評価項目として必須項目と加点項目というのを設定させていただいております。この具体的な内容につきましては巻末添付の 21 ページの別紙 3 というところがございます。ここの赤い部分になっておりますが、これがいわゆる必須項目と我々が考えているものでございまして、この部分につきましては評価項目の内容をクリアしているかしていないかという観点から〇×方式でチェックをさせていただきまして、すべて丸の付いた、つまりすべて合格した業者さんだけを落札者の対象とします。

次に白い部分でございます。こちらをいわゆる加点項目と我々呼んでおりますが、これらにつきましてはある程度評価をさせていただきます。その評価につきましては要項の 11 ページの右上にございますが 4 段階評価、非常に優れている 3 点、優れている 2 点、標準 1 点、期待なし、又はだめなのが 0 点ということで、この 4 段階評価にして更にその項目の重要度に応じて 1～4 までのウエート付けをしております。ですから最も高い項目は満点で 12 点が得られるということになります。

これらにつきましては具体的には民間事業者の創意工夫を發揮していただくという観点から、どういう創意工夫ができますかと、またどういう御努力をされますかという観点の項目を中心としておるところでございます。これらの加点方式で合計 150 点になるようにしておりますので、それらの点数と価格点の 150 点満点とを足したものの、合計 300 点になりますが、この総合点の高い業者を落札業者とするという形で決定したいと思っております。

次に、16 ページをごらんいただきたいと思っております。事業が終了した後の実績評価、これも大変重要な部分であると我々は考えております。この実績評価につきましては、調査時期は業務の終了後速やかにというふうを考えております。

具体的な調査項目といたしましては（3）にございますように、有効回答率と実施経費と、先ほど確保されるべき質で述べたエラー修正率という 3 点を項目として考えております。特に有効回答率につきましては、確保されるべき質で設定したものをどのくらいクリアしているかということに加えて、先ほど申し述べましたが、確保されるべき質からはとりあえず落としておりますが、産業別の回収率につきましても評価の対象としてある程度見ていきたいと現在考えております。

また、その次の（4）「意見聴取」でございます。事業者によるいわゆるメイキング・捏造の防止とか、更に業者の対応・接遇などが適切であったかどうかということも当然評価の中には反映されなければいけないと思っておりますので、これらにつきましては調査客体からも直接意見を聴取したりすることもあり得るということです。

更に、17 ページの上になりますが私どもの方で研究会・会合を立ち上げておりますので外部の有識者の先生方にも評価を合わせてさせていただくということを現在予定しております。こういう形で得られた評価につきましてはまた次年度以降の業務に有効に役立たせていきたいと思っております。

今の説明で途中かなり飛ばした部分がございますけれども、これらにつきましては基本的には他の統計調査とほぼ同じような内容でまとめさせていただいておりますので、説明は割愛させていただきました。大変駆け足でございましたけれども、以上が入札実施要項の概要でございます。どうぞ御審議よろしくお願いいたします。

**○榎谷主査** ありがとうございます。それでは、御意見、御質問のある委員がございましたらご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

**○榎専門委員** 幾つか確認させていただければと思いますが、今回いわゆる調査系統に関しては郵送並びに調査員の調査ということになっているわけですが、この設計ということに関しては業者さんと、一方

で厚生労働省さんの方で随時指示とか指導というような形でコミュニケーションを図っていくということが記載されているかと思うんですが、この辺のバランス、特に質の尺度の中で実は産業別にもクロスセルの最低これくらいなければいけないという今までの思いというのが厚生労働省さんの方にあるということで、そのあたりの関係性といいますか、どのようにコミュニケーションを取っていく、あるいはどのようにデザインの自由度を認めていくのか。そのあたりについて考えをお聞かせいただければと思います。

**○榎谷主査** お願いします。

**○林課長** ありがとうございます。この図表を見ていただければわかりますように、調査票の配布、回収につきましては、方法は民間事業者の創意工夫に任せるということで、必ずしも郵送、調査員、そこは縛っておりません。一番回収率が上がる方法をやっていただきたいというふうに考えております。

その上で最終的に先生の方から御指摘がありましたサンプルの復元を確保するための回収率の実現ということでございますけれども、基本的には最低1週間ごとには回収状況を報告していただく形になっております。その回収状況も名簿を提出していただき、何を回収したかわかるような形になっておりますので、それらを我々の方でチェックしまして、少なくとも確保されるべき質の企業規模別の最低限の回収率の実現に向けてはチェックをして、特に規模別に弱いところがあれば随時民間事業者とコミュニケーションを取ってお願いをする。無論、我々の方で産業別の方も併せてチェックはしていきます。ただ要項には書いてないので産業別の回収率を絶対こうしろと我々の方で尻を叩くというのはなかなか難しいかと思いますが、やはりよい調査をつくるということが重要なのでそこは民間業者との信頼関係の上でコミュニケーションを図って、弱いところがあればもう少し頑張ってくださいと有り難いと、ここの業者のどこにもう少し頑張ってくださいと有り難いと。そういう形でコミュニケーションを取りつつお互いに協力し合っているいい調査に持っていくという形で進めていきたいと現在のところ考えております。

**○榎専門委員** 引き続き教えていただきたいんですが、今回の調査に関してはちょうど現在実施中の調査のとりまとめというのが進んでいると伺っているんですけれども、勿論現在とりまとめの調査に関しては現時点ではまだ数字上捕捉できてない部分があると。一方で先ほどありましたような、この調査の実施時点においては決まった業者に対して適切にフィードバックして、どういう地域、どういう規模の企業、どういう産業属性の企業が督促等で苦戦しやすいかとかという、その種の状況は実は今回の今行っている調査のノウハウというもの、コミュニケーションといいますか、それに依存している部分が多いかと思うんですが、これについて文書上での調達別の段階での文書での公開というのは難しいと思いますが、それなりの条規、先ほど課長がおっしゃられたコミュニケーションという形で情報伝達できる可能性があるのかどうかということに関して確認させていただければと思います。

**○林課長** まず現在行っている調査を含めて、過去3年分プラス現在行っている調査につきまして、具体的な資料につけるわけではございませんが、例えば24ページの確保されるべき質との関係ということで過去3年間の企業規模別の有効回答率を記載しています。これで大体我々がどの辺で苦戦しているかということが企業規模別にはある程度御理解いただけるかと思います。

一応、確保されるべき質から落としましたので、産業別につきましてはここには載せておりませんが、当然これと同じような形で産業別の我々の達成した回収率を今年の方も含めて4年間分とりまとめたものが落札者決定時点ではございますので、落札業者にはそれを参考資料としてお渡しをして我々の経験を併せて口頭で伝えるということは当然必要な措置かと思っております。そういうことを踏まえてお互いに知恵を絞りながら事業を展開していただきたいと思っています。

**○榎谷主査** よろしいですか。ほかに何か御意見・御質問ございましたら。小林先生。

**○小林福主査** 確保すべき質の部分なんですけれども、今の榎委員の質問とも関係しているかと思うんです

が、イのところでは規模別のこれまでの最も低かった調査年度の企業規模別有効回答率を目標とするというところが、合理的なのか合理的じゃないのかよくわからなくて、例えば先ほどの 24 ページで 16 年度から 18 年度までの規模別の実績が出ております。それでこれはやはり実績、トータルの回答率の部分と、規模別で見るときにやはりかなり変動があるように見受けられて、そこに何の困難があるのかというのがよく見えません。ベンチマークとしては 3 年間の中で一番低かったものというのを設定するという事なんですが、それが統計情報の集積としてどういう合理性があるのかというのがよくわからなくて、先ほどの産業別、産業別というのはここでは出てないので、(イ)の方の確保すべき質の部分の妥当性というのがどうなのかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

**○林課長** お答えさせていただきます。実はここは大変私も頭を悩ませたところでございます。正直言って、先ほど申したようにやはり理想的な形を求めるとすれば全体の有効回答率また、企業規模別・産業別有効回答率を 3 年なら 3 年間の平均値を上回るというふうに、すべて確保すべき質に掲げるとというのが先生から御質問があったとおり最も説明しやすいですし、一番合理的であろうと我々は考えておったところでございます。

さはさりながら今回初めてということ、または民間事業者の能力もどのくらいかということも正直なところ十分我々には分からないところでございます。我々としては官が 3 年間で実施してきた実績なので必ずしもすごくハードルが高いとは思ってはおりませんが、さはさりながら我々官の看板で集められるというところもございまして、その兼ね合いも考えて、ちょっとハードルが高いと思われる民間事業者もいるんじゃないかということを勘案して、少し質を緩めるといったら何なんです、こういう形で企業規模別の 3 年間の一番低いところというふうにしこしハードルを下げて、産業別の方は口頭で伝えるということはあるにせよ最終的には確保すべき質には記載しないで実績評価のところだけある程度見るという形で整理をさせていただいたところでございます。

**○小林福主査** ちょっと付け加えていいですか。その調査方法といいますか、それが郵送または調査員ということになっているので、どういう方法を民の創意工夫をもって質のレベルを達成するかということを考えてなきやいけないとなると、規模別ですと調査対象数にかなりばらつきがあります。非常に小規模なところというのは数が多くなっているわけなんです、結局郵送でやってその後ろの方で督促など何なりをして回収率を高めようという努力をする方がいいのか、民がやるエフォートという作業量の部分と、達成すべき質の部分のリンクを民がどういうふうにかえたらいいのかといったところで、全般的に実績を上げなさいと言った方が意味考えやすくて、個別に規模別にこれを達成しなさいと言われるのは、全般上げれば全部達成できるんだと考えればいいのか、それともターゲットはやっぱり規模別を達成しながら実績を、全体の平均を上げればいいのかと考えたらいいのかといったところで、コストの見積もりというか、どういう方法がいいのかと選択するときには情報として十分な情報なのかということが不確定なんじゃないかと思われるんです。だからその部分はこういうふうにかえたらいいんでしょうか。

**○林課長** まず先生のおっしゃるとおり、我々が一番重要だと思っておるのは全体の回収率です。

ただ、全体の回収率だけにした場合を考えると、やはり取りやすいところから取るというのが企業行動としては合理的なところなんです。これを見ていただいても分かりますように、やはり大企業の方が調査票の回収は一般的にしやすいという傾向がございまして、ですから、取れるところから取るという発想でいくと大企業の方に、大企業、中企業以上に力を傾注していただくところある程度 8 割ぐらいいくかもしれません。

そうすると小さい方の回収率が大きく下がって、この辺で最終的にぶれが大きくなるということも私どもは危惧しているところでございます。そういう観点から産業を取るか企業規模を取るかと言われた場合、企業規模の方を取ろうという考えです。補助的とは言いませんけれども企業規模別回収率のある程度最低限の

ラインはクリアしていただきたいというのが我々の考え方でございます。

これで答えになっているかどうかわかりませんが、産業につきましてはどの産業が難しいということはなかなか一概には言えません。産業と企業規模をクロスしたときに、例えば宿泊業・宿泊飲食店の小規模というのは極めて回収が難しいという傾向がございます。それはそれでのちのち事業者が決まったときにいろいろとお話できるかと思いますが、産業別にはなかなか一般的傾向は見づらんですが、そういう意味では企業規模別というのは非常に一般的傾向がはっきりしていますので、そういう観点から安きに流れないようにということも含めて確保されるべき質の方にこちらを書かせていただいたということでございます。

**○榎谷主査** よろしいですか。ほかにございせんか。逢見委員どうぞ。

**○逢見副主査** 民間事業者が参入するときどういう提案をするかで一番悩むのは調査員調査と郵送という、どちらを選択するか。どちらでいけば評価されるか、あるいは実際回収率を上げる部分に効果的かということだと思うのですが、21ページの評価項目一覧を見ると、例えば調査員調査でいくという場合、あるいは郵送でいくという場合にどこで評価が変わってくるのかというのがよくわからなかった。結局そこは督促で評価する、加点するということなんでしょうか。それは一般的に言って調査員、人手をかけた方が回収率が上がるという経験則か何かがあって、そのことによって調査員調査でやろうとしたところは加点がされるというふうに考えればいいんでしょうか。

**○榎谷主査** いかがでしょうか。

**○林課長** 実はどういうやり方がベストかというのは業者さん、事業者の体制にもよるかと思います。というのは全国調査でございますので北は北海道から沖縄まで調査対象がございますので、例えば東京にしか拠点のない事業者さんでしたら全体を調査員調査でやるなんてことはそもそもありえないので、ある程度郵送がベースになって、近場とか重点部分に調査員をやるとか、そういういろんなバランスが考えられるのではないかと思います。

また、全国的に支店網みたいなものがある事業者さんであるかどうかわかりませんが、もしそういう企業があるのであれば無論低コストで調査員を利用して確実な回収ができるということもありますので、我々が評価するに当たってはその事業者の持っているキャパシティとか置かれた状況を踏まえた上で、かつ当然のことながら民間公共サービス改革法ではより良質なものをより低廉なコストでということになっておりますので、少なくとも我々がやるよりは安いコストでできるということも当然条件にかかってきますので、何でもかんでも調査員で潤沢にいろんなとこに行かせてということもできないと思いますので、そこの辺のベストバランスを民間事業者さんの方は考えていただけるのではないかと思います。

ただ、それは先ほど申したように事業者の置かれた体制に大きく依存するところ、または何が得意かという問題もあります。

郵送で電話督促みたいなものに経験とか有利なものを持っている業者さんとか、逆に調査員をたくさん使って人海戦術でやるところにある程度実績とか優位性を持っている業者さんというのもあると思うので、そういうことも含めた上である程度評価をしていかざるを得ないかなというふうに考えております。

**○逢見副主査** もう一点、23ページに「従来の実施に要した人員」というのがあるんですが、これは調査員で調査するやり方でやっているときの人員なんですけど、例えば常勤が18年度で1,3853で、非常勤が3,8748。これと実際のイメージがよくつながらないんですが、どういう作業でこういう人員になされているんですか。

**○林課長** 調査員はいわゆる非常勤職員ということになりますので、コストの方には非常勤職員のためのコストとしては計上されておりますが、ここで従来の実施に要した人員としてはいわゆる調査員以外の本省と各労働局及び監督署で要した常勤職員と非常勤職員を全部日にちで集計して1年間でトータルし、それを割り戻して何人分いるかという数字で出したものです。おおむね合計すると6人程度と、大体そのぐらいだろ



うと我々思います。

労働局が実際にこの調査に従事するのは2か月程度でございますし、その中で労働局などで担当している者は大体1人か2人というのが現状でございますので、それを47都道府県というふうに考えていくとこんなところだろうと思っています。

それとは別に非常勤職員の方は、別途計算をしておるということで、それは額的なものでお示ししていたと思います。一番最後34ページの調査員手当というところでのどの程度予算上見ておったかということ、これを大体の目安として見ていただければと思っております。

**○榎谷主査** ありがとうございます。佐藤先生。

**○佐藤専門委員** 細かな話で恐縮です。事業の直接の内容にかかわることではないのですが、知らないことを教えていただきたいんですけれども3点あります。

実施要項（案）の9ページの入札参加資格、(5)のこの「A」～「C」の等級の格付というのはどういふふうに行われていて、主にその財務面を見るとかどういふ仕組みなのかというのを教えていただきたいというのが一点です。

**○林課長** この格付は、厚生労働省の競争参加資格という規定がございまして、それに基づいたものでございます。まず最初に事業者を「A」「B」「C」「D」と格付をしますが、これにつきましては細かく格付の仕方が決められておまして、具体的には年間平均生産高とか、自己資本額、それから流動比率、営業年数、機械整備等の額等について点数で細かく基準があつて、それに対して点数を与えるという形で事業者の格付をしております。その格付によって「A」「B」「C」「D」と決まるわけでございます。実際の入札につきましては入札の予定価格高、入札の予定価格に対して例えば3,000万以上の入札予定価格の入札では「A」を対象とするとか、そういうふうにより一定の額によって決まっております、私どもの今回の調査の入札におきましては、額が余り高くないものでございますので、一応「A」「B」「C」を対象にしなければならないという規定になっておるところでございます。

**○佐藤専門委員** 経営審査点数みたいなものと似ているんですか。建築工場などで経審と皆さん呼んでらっしゃいます。要するに会社の財務状況を見て、一定の評価を行つて、単年度の発注なのであれなんです、想定発注金額に応じて経営状況の悪いところを振り落とす。そういうような仕組みと理解すればいいんですか。

**○林課長** 恐らくこの項目から見ると資本額、営業年数、機械設備が入っていますので、そういう基本的な体力プラス経営状況の格付であると考えてよろしいかと思つます。

**○佐藤専門委員** それから、すぐ下の実施要項（案）の9ページの(6)の証明書は、契約を締結したら必ずやりますという意思表示を書面で明示しろと。これはどういふ御趣旨で参加資格として要求される書類なんですか。つまり落札者で選ばれたら契約を締結してくださいねという趣旨でもなくて、契約を締結したら必ず契約どおりやりますという、契約以上に何でこんなものを参加資格で要求しているのかよくわからなかつたので。

**○林課長** 今の先生の御指摘、全くごもっともだと思います。契約が結ばればそういう心配はないのかと思つますけれども、実はこの規定はそれぞれすべての調査について横並びでこういう規定を設けさせていただいているところでございます、そういう意味では契約とは別個こういう証明をするということをやらせていただいているというお答えしか、私どもの方ではできなくて申し訳ありません。

**○佐藤専門委員** あともう一つは、15ページのところの「請負内容の変更」というところで、契約に基づき民間事業者が講ずるべき措置の一項目として入っているんですが、記述内容としては特にこの事業用にカスタマイズした内容ではないと思うんですけれども、これで契約内容の変更というのは何か想定があるんです

か。

**○林課長** 今のところ特段契約内容の変更ということは想定はしてはおりません。ただ、もし将来複数年契約になった場合、特に私どもの調査の内容は毎年変わりますので、そもそも複数年調査ができるかというところの詰めも必要なんですけれども、そこで多少その内容を変更せざるを得ないという事態が生じるということは十分にあり得るかと思います。

**○榎谷主査** どうぞ。

**○前原委員** 素朴な質問ですけれども、郵送または調査員という、しかも範囲がはっきりしない形で発注するというのは、受ける側の業者の立場に立つと誠に不明確。最後の資料を見てもどのぐらいかませるかによってコストは倍違ってしまうということですから、こういう発注の仕方は普通は考えられないのではないかとというのが一点。

それから、調査員というときに厚生労働省で契約していらっしゃる調査員の方を使うことを考えていらっしゃるのか、あるいは業者が自分で調査員を調達するということを考えていらっしゃるのか。これによっても大変なコストの違いが出てくるので、この発注の仕方はすごい曖昧ではないか。とても疑問に思っているのですけれども。

**○林課長** まず調査員の件から先にお答えいたしますと、これはすべて包括的な委託でございますので、そういう必要な人員の確保も含めて、すべて民間事業者にやっていただくということが大原則でございますので、私どもの方で調査員を手当てしたりリクルートするということとはございません。

配布、回収方法が不明確だという御指摘でございますけれども、この辺は大変悩ましいところでございます。今回のこの民間委託公共サービス改革法に基づいて行われているわけでございますけれども、ここの法の趣旨として「民間事業者の創意工夫を反映させることにより」ということがございます。私ども当初、郵送というふうに決めてもいいのかなと考えておったんですが、例えば具体的な例を見ますと、ベースとなる事業所の周り、東京とか大阪とか大都市にあった場合には、その周りは郵送するよりもむしろだれかがローラー的に回った方が逆に郵送よりも低廉なコストで督促もせずに済みますので、確実に回収できるというような場合もあります。そういうことから、そこは民間の創意工夫の余地を残した方がいいのではないかと御意見の方もいらっしゃるしまして、それらを総合的に勘案して、今回は縛らずにやってみようかと。

ただ先ほど申したように、全部を調査員でやるというのは全国に手足がある事業者しか考えにくいものですから、それは多分現実的ではないだろうなと思っています。

**○榎谷主査** どうぞ。

**○渡邊副主査** 一点だけ。先ほど情報開示の関係で常勤、非常勤という形で御説明をいただいたんですが、私ちょっと混乱してしまっていて、常勤の方ですと1回トレーニングを受ければ恐らくある程度のノウハウを持って業務を熟知し紹介応答業務、督促業務、内容チェック、データ入力業務ができることというのが期待できるとは思うんですけれども、他方非常勤職員の方ですと、やはり同じような要件というか、こういう熟知して業務ができることという全く同じ基準を持ってきておられるようなんですが、非常勤だとすると恐らく入るたびに何らかのトレーニングをしておられたのかなというのがあって、そうだとすると民間事業者が新しく自分たちの調査員を使ってやる場合に、どの程度のトレーニングが必要なかというのは、多分これまでの非常勤の方の御経験からこの程度のトレーニングが必要という情報はお持ちなのかなと思ったんですけど、他方その具体的なこの程度のトレーニングが必要という情報がないとコストの計算のところでもどのぐらいの人を雇ってどの程度のことをやるのかで、大分幅が出てくるのかなという感じがありまして、そのあたりの情報開示が可能なのかどうかだけ教えていただきたいと思いました。

**○林課長** 要するに今回の情報開示には3種類の人間の姿があるということで、常勤職員と非常勤職員と調

査員という形になろうかと思えます。

まずここで常勤職員と非常勤職員に分けて書かせていただいているというのは、情報開示に従って私どもの労働局、現在定員状況が厳しい中で非常勤職員も常勤職員の本来行うような業務と一緒に協力して行っているという実態がございます。しかしながらそういう実態であっても予算上お金の出どころが違うものですから、これで分けて書かせていただいているというのが一つ。それから勿論、局などで内検などに従事する人にも非常勤職員を使いますので、そういう部分と、両方入り混じっているところが非常勤職員ということになります。

実は民間事業者にやっていただくときに、どういう業務形態がイメージされるかと申しますと、まず根幹として行っていただく、正規職員の方だと思います。根幹となってこれを行っていただく方が1名2名いらっしゃるかと思います。その根幹となることを本社の司令塔のヘッドクォーターとして補助的にサポートする職員の方、この方は正職員かもしれないし、もしかしたら契約社員的な限られた契約で従事する方かもしれない。これは民間事業者によってまちまちだと思いますので我々わかりませんが、いわゆるそういうヘッドクォーターである程度やっていただく方と、それ以外は今度は人海戦術的に配布、回収を行う調査員とか、電話で一気に対応していただく、コールセンターみたいなものを使ってやるのかどうかわかりませんが、そういう電話で人海戦術的に対応していただくようないわゆるテレフォンオペレーターの方。それから内検を別途短い期間で一気に入海戦術的にやるのであれば内検業務を行う方。これらの方はいわゆる短期の非常勤の方で雇われるんだろうと思えます。

そこでそういうふうにご2つに分類した上で、私どもこちらの必須項目を見ていただければわかりますようにある程度の調査業務の経験のある事業者を対象としておりますので、これらの事業者につきましてはそれぞれの調査員なりオペレーターなり、内検業務に必要な資質とかそういう方のリクルートについては当然ノウハウと経験を持っておるといふふうに考えておりますので、それらについてうまくやっていただける事業主さんたちしか入札の最後の段階では残らないだろうと考えております。

この常勤、非常勤は先ほど申したように私どもの予算区分の都合でこういうふうにご書かせていただいておりますが、これらについては、大部分についてはある程度ヘッドクォーター的にやっていただく正規職員の方とプラス内検業務的なことをやる方が含まれているかと思えますけれども、それについては事業主さんの中で基幹的にやっている正職員の方が就かれるというふうにご想定しております。そのような方については特段トレーニングということは想定しておりませんで、トレーニングというお話に関して言えば調査員に必要な資質、オペレーターに必要な資質、それから全体に必要な情報セキュリティの研修などが挙げられると思えます。特に情報セキュリティなどにつきましては私ども非常に細かいレギュレーションをつくって示すことにしておりますので、それらに基づいた研修をしていただくということを想定しております。

**○榎谷主査** よろしいですか。小林委員、どうぞ。

**○小林副主査** 今回の情報の開示のところ、18年度は調査員で、つまりこのコストの情報にプラスその予算のところの調査員のコストを足し合わせた結果というのが、この実績となって効果として出ているというふうにご理解してよろしいんですね。

**○事務局** 済みません。事務局から。事務局の方で情報開示に当たっているいろいろ詳細な資料もいただいておりますが、その内訳を見ますと、この非常勤の中には調査員さんも含まれているということであり、ですから業務量についてもそうですし、人件費についても非常勤職員の人件費の中には調査員に対して支払っている手当ても含まれていると。事務局としてはそのような認識なので、その点、御確認いただければと思えます。

**○林課長** 済みません、私の勘違いだったようで、この非常勤職員の方には調査員の分も含まれているとい

うことでした。大変申し訳ございません。

**○小林副主査** だから平成 20 年の場合は郵送なので、当然そのコストの情報には書いてないですけど、その場合のコストというのはまた違って来るんですね。

**○林課長** 19 年度 20 年調査につきましては当然そこは変わってきます。

**○小林副主査** それは例えば参考情報みたいな形で書けないんでしょうか。

**○林課長** 実はその点も我々検討したんですけど、この開示しているコストについては、全国 47 都道府県の労働局から詳細に、どれだけの給与の人を何日、どういう形で雇い入れたかとか、それに関する必要な間接経費、及び使った建物や物品の償却、すべてそういうものを克明に膨大な資料を集めて半年ほどかけて計算をさせていただいたものなんです。ですから 19 年度につきましては今ちょうど調査中でございまして、調査が終わった段階から急ピッチで集計しても今回の入札にはとても計算が間に合わないということでちょっと難しいと思っております。

**○小林副主査** 実績として精緻な数値が出てこないとしても、仮定計算といいますか、ある程度の参考になるような情報は提示はできないですか。

**○林課長** そういう意味で一番最後のページにある予算の内訳というものはそういう観点で付けさせていただいているというふうに考えております。

**○小林副主査** ということはつまりこれを読み込むためには、これを引くということですか、控除するということですか。

**○事務局** そういうことでございます。

**○小林副主査** それって単純でいいんですか。

**○事務局** 実際、予算と実行というのは勿論乖離がある場合もございますので、ヒントにはなるのかなというふうには考えております。

**○林課長** 厳密に申しますと、100%郵送でやった場合には勿論調査員手当は引いていただいていたかと思いますが、その代わりに郵券代が発生いたします。調査用品は割と多いものですから、80 円というわけにはいきませんので 140 円とか 200 円とかになります。これの往復分ということになりますので、実は意外に郵送にしても安くならないというのが実態ではございます。

例えば 1 日の日当を 6,000 円だとして、往復で 400 円かかると考えた場合に、例えば 1 日 15 件回収できれば同じ金額ということもございますので、必ずしも郵送だから劇的に安くなるということではないかと思っております。

**○小林副主査** そうすると例えば旅費って書いてあるのに旅費のところの注というのは、督促のための旅費等というふうに書いてあるじゃないですか。これは金額が 16 年と 18 年で若干違いますけれども、この中に調査員の旅費が含まれているんですか。そうではない。そうは読まない。

**○事務局** 含まれております。こちらで確認しております。

**○榎谷主査** そもそもビジネスモデルがかなり違うので、コスト構造も違って来るということですね。それも読み込んで提案しないといけないということですね。

ちょっと私の方から何点か。資料 A-③の 8 ページのエラー修正率というのが上にありますね。このエラー修正率というのは 28 ページの中のどの部分のことをエラー修正といているんでしたっけ。名簿の修正のことを言っているわけじゃないですね。

**○事務局** 違います。

**○林課長** エラー修正率につきましては 32 ページに参考を載せておりますが、この一番左下のこの「調査票の完成」というところに確実に行き着いたものをエラー修正が完了したというふうに考えてございまして、こ

れが 100%行われているということで、必ずしも調査票がすべて完全に記入されて間違いがないという意味ではございません。場合によっては調査票を記入されていないところがあってもいいわけでございますので、この修正に基づいて調査票完成まで行き着いたものが 100%という趣旨でございます。

**○榎谷主査** 有効回答数というのは有効回答の数でありますね。その有効回答というのは要するにどの部分を言うんですか。ちゃんとわかるんですか。

**○林課長** エラー修正のこの調査票完成に行き着いたものを有効回答というふうにカウントいたします。

**○榎谷主査** 28 ページの、例えばこの不明企業とか、この辺はどういうふうになるのですか。こういうものは発送はしないんですね。

**○林課長** はい。不明になったところは発送はできないということになります。

**○榎谷主査** 発送はしちゃうわけでしょ。発送しちゃって宛先不明で帰ってくるわけですね。

**○林課長** はい。そうです。

**○榎谷主査** そういうものはこの分母分子の関係で有効回答率に入るんですか。

**○林課長** 有効回答率ということでは実はすべて入っています。

**○榎谷主査** 入っている。

**○林課長** 調査不能は実は実際相当多くて、規模外とか廃業、休業、合併ですね。例えば平成 19 年の数字でざっと御説明させていただきますと、宛先不明はともかくとして調査不能に関しては大体 600 件ぐらいございます。ということは、大体 5,400 ぐらいなので 10%程度に当たります。実際に平成 19 年に関しては回答率が 77%なのでこれらをもし抜くと大体 9 割近い回答率だということでございます。ですから、分母から抜いた形で表示しても別に構わないんですが、有効回答率が高い方がプレッシャーがかかるのかもしれないと考え、一応分母に入れた形で今回有効回答率は書かせていただいております。

**○榎谷主査** 入れたというのは分母に入れると。

**○林課長** はい。ですから抜いてしまうと 9 割ぐらいの回収率というふうに考えていただいてよろしいかと思えます。

**○榎谷主査** それから、29 ページにある産業別という話もありましたね。出すのは、データから見ると県別にも出していますね。この県別というのは余り意味がないんですか。県別ですとデータを選んでいると思うんですが、県別地域別でしょうか、これは余り意味がないと考えてよろしいですね。

**○林課長** 県別につきましては、調査によっては県別にも調査のサンプル設計をする場合がございますが、この調査につきましてはサンプル数がそんなに多くありませんので、県別の設計は一切しておりません。ただここに表を載せさせていただいているのは、先ほど申したように、調査票の配布・回収にかかる経費のある程度見積もりに必要な情報として必要であると考えてのことです。

**○榎谷主査** それほど重要じゃないということですね。わかりました。

それから、平成 20 年度を今、実施されているわけですね。21 年というんでしょうか 20 年度。そのときのやり方が少し違うと。そのときに、今までのやり方が大分違うのですけれども、この回答率というのはそれほど変わらないというふうに考えていらっしゃいますか。それとも相当違う可能性がある。

**○林課長** 相当違うということはないと思っておりますが、やはり回収率は少し下がると予想しております。片道郵送ということになりましたので、配布するところから企業にとっては怖い存在の監督署の顔が見えてはいないということが 1 つあります。

もう一つ、調査項目によって相当回収率が変わるという経験を持っておりまして、やはり非常に記入が煩雑であるものについてはかなり回答率が落ちます。たまたま現在行っている調査は、今までの過去の経験から回収率が少し低めに出る調査項目を含んでおりますので、そういう観点からは少しは低めになるのかなと

思っております。

**○榎谷主査** 今回の入札に当たって、このデータは6月ぐらいにそろそろということですね。

**○林課長** もう少し早いかと思いますが、6月と申しましたのは入札説明会のときには確実にそのデータをお出しできるという趣旨です。

**○榎谷主査** 入札説明会のときには今の実績はわかるので、それを踏まえてと。ただ、この最低だとか有効だとかは変えないということですね。

**○林課長** 一応、今、出ていませんので、御審議いただく上でもこれは変えないでいきたいと思っております。ただ今回それを達成しないからといってペナルティーは課しておりませんので、そういう意味では変えなくても大丈夫なのかなというふうに考えております。ペナルティーを課すのだとまたそこは考えないといけないところでございますが。

**○榎谷主査** もう一個、16ページの「実績調査」のところの(3)調査項目のイで実施経費とありますね。質の維持向上だけでなく経費削減が達成されたか確認するというのがあるんですが、経費削減されたというのは何かの経費があって、それが削減されたかどうか見るわけですね。これを見る方法というのは具体的にどういう計算になるんでしょう。

**○林課長** 具体的にはかかった経費を御報告いただくことになっておりまして、それをある程度参考として、無論余ったら返せという話しでは勿論ございませんけれども、どのぐらい縮減できたかということ。

**○榎谷主査** パブリックがやっていたときと比べてという意味なんですか。

**○林課長** 勿論そうです。我々がやっていたときと比べてということです。我々のかかった経費が予定価格とほぼイコールでございますので、そういう意味では入札段階である程度わかります。勿論その範囲でやられるのですが、実体としてはそこを超えてしまって経費がかかるということが実は多いように聞いておるんです。ですから、その辺は情報としていただけるのであればそういうものもある程度知っておきたいと。こんなに赤字が出ちゃったのでということもあるかもしれないので、それも1つ評価の参考にはさせていただきたいと思っております。

**○榎谷主査** インセンティブやディスインセンティブは今回いろんな事情もあつてないという話しなんですが、例えばインセンティブという形でお金で還元するのがなかなか難しければ、「市場化テスト」で次回も入札をしていただくと思うんですが、そのときに、多少加点項目とかでインセンティブをつけるとかというのはなかなか難しいんでしょうか。

**○林課長** 率直に申しますと、やはりインセンティブ、ディスインセンティブというのはあつた方がいいのかなというのは個人的には思っております。特に大きく下回ったような場合とかは、ディスインセンティブがなければ一体何で我々の統計の質の確保が確保できるんだという議論があるかと思つて、ディスインセンティブは私個人としては必要なのではないかとこのように考えております。

ただ、ディスインセンティブだけつけるわけにもいきませんので、その場合はインセンティブをつけなければいけないというふうに思っております。

実はインセンティブをつけるために予算措置が必要という特有の事情がございます。そして、インセンティブ分については今回の予算措置をしておらないのでできないというのが率直なところでございます。そこからディスインセンティブもつけられないという論法になっておりまして、次年度以降のその予算要求時に先生方の御意見も踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

**○榎谷主査** ありがとうございます。

済みません、お時間が大幅に遅れて申し訳ありませんが、よろしいでしょうか。

本日の審議はこれで終了したいと思っておりますが、事務局の方から何かございますか。

**○事務局** それでは、本日の審議を踏まえまして、多少補強なり追加的な情報なりを追加することができればそうしていただくこととしますが、基本的にはこちらの案で、案の公表と意見募集までさせていただければと思っております。修正点等ございました場合には各委員にもお送りしたいと考えております。

**○榎谷主査** それでは、この実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思います。厚生労働省におかれましては、本日の審議や実施要項（案）に対する意見募集で出された意見の内容等を踏まえまして、検討を進めていただきますようによろしく願いいたします。

また本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、委員の皆様、事務局にお寄せいただきたいと思っております。事務局において整理していただいた上で、各委員宛てにその結果を送付していただくようお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。椿先生、ありがとうございました。

(厚生労働省退室、社会保険庁入室)

**○榎谷主査** お待たせいたしました。それでは、続きまして国民年金保険料の収納事業の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。併せて、昨年19年度事業開始分の、第2期要求水準等の見直し案についても審議を行いたいと思います。

本日は社会保険庁国民年金事業室の西田室長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）に対する意見募集の結果や実施要項（案）の修正点等につきまして15分ぐらいで御説明いただきたいと思っております。よろしく願います。

**○西田室長** それでは社会保険庁でございますがよろしく願いいたします。

国民年金保険料の収納事業の「市場化テスト」ということで、今、御説明ありましたように20年10月からの90か所の実施要項と、昨年10月からの95か所の第2期要求水準の見直しということで御審議をよろしく願いたいと思います。

また、審議に当たりまして資料の作成や確認作業等で私どもの作業がスケジュールどおりに進まず、皆様に大変御迷惑をおかけしました。申し訳ありませんでした。

それでは早速ではございますが、資料の御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、20年10月事業開始分でございますけれども、その一番厚い資料になると思っておりますが、昨年と比べてもちょっと厚くなっているんですけども、今回は情報開示の資料も直近までの実績を盛り込むということで前回よりも大分厚くなりましたが、よろしく願いいたします。

中身といたしましては、今までの御審議を踏まえて本日はポイントとしては2点かなというふうに考えておまして、1点目が要求水準等の見直しと、それに伴う委託費の関係をどう考えるかということが1点。もう1点は口座振替獲得に係る成功報酬の関係でございます。

まず要求水準等の見直しと委託費の関係につきまして御説明を申し上げます。5ページの上の方のお書きの部分で、「第2期の要求水準及び最低水準は、被保険者数及び免除者数に関する基本的事項の変化に基づき、見直しを行うこととする。なお、これに伴う委託費の基本額については、変更しない。」というふうにご書き振りを変更いたします。

これに関して、その下のところの(イ)の「委託費」①「基本額」というところの青書きの部分でございますけれども、「基本額の算出に当たっては、第2期の要求水準及び最低水準の見直しに伴う影響額をあらかじめ見込んでおくこと。」ということで、追加をしております。

このように変更した理由でございますが、被保険者数等の基本的事項につきましては、そもそも増減が予

測されるということですが、要求水準も連動すべきものであり、委託費もまた同様であるというふうには思いますが、国の契約の変更に関して、原則的には後発的に委託費の変更はあまりできないということで、基本的事項の変更に伴う委託費の影響額を受託事業者のリスクとしてあらかじめ見込んだ上で入札に参加していただきたいという考えでございます。

このために前回までの小委員会における御議論を踏まえ、社会保険庁のホームページで実施要項に係る意見募集を行いました。国民の皆様からの意見というのは特段ございませんでした。そこでこの部分の書き振りにつきまして、現在の受託事業者である5事業者に対しましてどのような情報やデータがあれば、利益をあらかじめ見込むことができるのかといった点につきまして、御意見を聴取させていただきました。

1つは要望のあったデータで過去の被保険者数とか納付率の推移とかという情報は言われたんですけども、これは既に過去の事業実績及び要求水準を算出表により情報の開示を行っておりますので、これは新たな事項の要求、要望はありませんでした。

それから、受託期間中に納付率に影響を与えるような大きなニュースとか事件とか、そういう頻度を情報提供してほしいということであったんですけども、これはちょっと予想し難いということで、その旨を民間事業者の方にも説明して御了解をいただきました。

もう一点、今後の市町村合併の予定や対象事務所における年齢別の納付状況を情報提供してほしいという旨の御意見がありました。これは入札説明会において情報提供することは可能であり、現時点において実施要項に盛り込む必要はないというふうに考えておりますけれども、いずれについても業者からは特段大きな要望はなく、基本的にはこのところで一定の対応ができるというふうに私どもとしては受け止めております。

続きまして、もう一点が次の6ページの真ん中辺の③のところの「口座振替等獲得に係る成功報酬」というところがございますけれども、ここにつきましては先週事務局の方からの御照会もあり、その内容につきまして検討させていただきました。資料といたしましては、今の厚い資料に加えまして、1番下の資料だと思っておりますけれども、資料Bの④で「200328 照会に対する回答について」ということがございますけれども、内容的には私どもももとの提案が30地区の平均単価を基本として算出するという考え方をお示したわけですが、その場合、すべての30地区の落札がはっきりしないと契約等を交わすことができないのではないかとこの問題点も御指摘を受け、そこに対して私どもも、ならばその点について十分問題点として認識ができましたので、入札結果の単価ではなくて、この資料の3枚目でございますけれども、あらかじめ19年度からの95の実績でございますけど、この過去の実績を基本にいたしまして考えたいというふうに思っております。

実際にはこの見直し方法は2枚目でございますが、見直し後ということで現行はアンダーラインのところ訂正部分でございますけれども、今、説明したような内容でございましたが、これを見直し後ということでアンダーラインのところ、定額1,500円という形で成功報酬を支払うというふうに考えております。皆様方の御審議を踏まえて確定したいというふうに思っております。

これはもともと口座振替というのは成績的にはなかなか芳しくございまして非常に低調でございます。このインセンティブをどうやって働かせるかということがこのテーマの課題でございました。

この単価を考える場合におきましても、今の委託の形はほとんどは電話での督励というのが中心になっているものですから、低い単価になっているわけがございますけれども、実際には口座振替を取るということになると、現在私ども国民年金推進員が実際に戸別訪問しながら獲得しているという実態がございますので、口座振替を取るならばやはり戸別訪問をしないと難しいのかなというふうに考えておまして、その戸別訪問を前提に考えると、今の30地区の電話督励中心の単価ではなかなかインセンティブが働きづらいのかなと考へまして、とりあえずここは試行的に全国一定の単価で全国実施をしてみたいと考えておまして、その



一定の単価をどう考えるかという考え方でございます。

その場合に、今の全国平均 308 円ということで、これは1か月当たりの効果ということになりますと、別途私どもの方で過去に国民年金推進員の活動実績の中から1件当たりの獲得月数の効果を測定いたしましたら、17年度で5.78か月、18年度で6.31か月ということで、約6か月効果というものを過去の実績に基づくものとして考えておりました、これに実際もともと1か月を取っていただければその効果があるものですから、この1か月分を差し引いた5か月分を、先程の308円にかけるとおおむね約1,500円程度になるということなんですけれども、そういう形で、できれば今の電話督励中心の単価よりもこの考え方の方がインセンティブが働きやすいのかなというふうに私どもとして考えて、ここに御提案させていただきました。

次に、19年10月スタートの第2期要求水準の見直しという点でございますけれども、この厚いのに加えてもう1冊、もう少し薄めの資料でございますが資料の2の③というふうに入っておりますけれども、この資料でございます。

この資料の1ページのところに基本的な考え方を整理いたしまして、次の2、3ページに事務所ごとの見直し後の要求水準をお示ししてございます。基本的には資料の4ページのところに「別紙2-2」という形で要求水準等の算出根拠をお示ししております。基本的には20年10月事業開始分の要求水準及び最低水準の設定の考え方と同様な考え方で整理をしております。

まず資料の1ページでございますけれども、19年度の第2期に係る要求水準及び最低水準の算出というのは、現年度分は基礎的要素である被保険者数及びその増減に伴う免除者数を、また、過年度分は過年度納付対象月数の増減及び過年度納付割合の加算率を数字で見直してございます。

その上で要求水準等算出根拠に基づき、社会保険事務所ごとに要求水準等を算出し、被保険者が減少している場合には要求水準等を下げることとしておりますけれども、被保険者数が増加することによる要求水準等の引き上げにつきましては、当該事務所ごとの個別要因を判断し、要求水準等を引き上げずに当初設定した数値のままとしております。

なお、委託費につきましては当初設定した要求水準等に対する落札価格のままとし、見直しは行わないというふうにしております。

2ページ、3ページ目でございますけれども、現年度、過年度の右側の欄にそれぞれ計上している数字がみんな黒字になっておりますけれども、プラスと書いてあるところが先ほど申した被保険者総数の増に伴うものなんですけれども増はしない。あと△がついているところは被保険者数の減に伴い要求水準の減の見直しを行うという資料でございます。

増減をそのまま数字にマイナス、プラスの部分も載せました数字が参考のところの6、7ページでございます、例えば北海道の札幌東につきましては増のところでプラス2,100だけど、基本的には要求水準等は変えないでゼロにするというような形で整理をさせていただいています。

資料の説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

**○榎谷主査** ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問ございましたらよろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

口座振替の成功報酬なんです、1,500円ということで、その根拠も必要なんだろうけれども、根拠を出すのはなかなか難しいですね。今の一応の計算ですが、通常我々会計士的に言いますと、回収コストがある。その後のフォローアップのコストがある。そうすると、通常集金に行くのと、あるいは自動的に口座振替するのと、例えば極端には全部が口座振替になってしまったら相当のコストダウンが期待できるのではないかと。将来的にアフターコストも含めて。

そういう口座振替によって社会保険庁のコストが削減できるという効果、つまり今全体が100だから。だ

けれども、例えば1割口座振替にするとこれだけ削減できるとか、そういうようなものを出すというのは難しいのでしょうか。

もう一つ、今回は滞納者だけなんで、本当は滞納者じゃない通常の方に口座振替していただくのが私は一番いいのかなと、恐らくそれが正常に入金されている方ですから、振替える方々の手間暇もあるし、社会保険庁の手間暇を考えると、それを進めるのが一番いいかなというふうな考えがあって、今回は滞納者だけなんで、それを思い切ってスイッチを切った方がいいんじゃないかということもありまして。ただ、コスト構造がどうなっているかわからないので、この1,500円を出すことによってかえって高くついてしまうというようなことはないですね。

**○西田室長** 何点かお話しがあったと思います。

まず1つは、優良者のところは入り口で、この口座振替というのを推進していかなければいけないというふうに考えておまして、適用は基本的には1つの窓口を通じてやっていただくわけですが、この際には必ず口座振替の勧奨ということは適用に当たっての大前提としております。ただ、皆さん全員にそのようにしていただけるというのはなかなか難しい状況ではございますが、私どもは口座振替によって優良納付者というのを拡大していくというのは1つの戦略の中では大きな戦略だというふうには考えております。

コスト的なものでございますけれども、正直言いましてコストでペイすることなのかどうなのかというところで、まず事業者さんがインセンティブを働かせて動いてもらうということを今回の主なところに置いておまして、その意味ではこの1,500円ということで事業者さんが十分に動けるかどうかという非常に難しいところではございます。

ただ一方でコストという意味では、先ほどの御説明でも申し上げましたように、おおむね6か月程度の効果があるので、少なくとも私どもが持ち出すコストとしては、そこを上限にとりあえずスタートしてみたいというふうに考えておまして、その上で数を実際にとれるか取れないかという状況を見ながら、上げなくてはいけないのか、はたまた下げるとするのは難しいのかものかもしれませんけれども、考えていかなければいけないのかなというふうには思っております。

**○榎谷主査** いずれにしても、社会保険庁のコストを下げるために、滞納者であってもインセンティブを付けてやった方がトータルのコストが下がるということかどうかだと思んですが、恐らくそういうコスト構造の分析というのはされてないと思うので、今後もし我々の管理会計的な発想で言えば、1回当たりのコストが通常徴収と振替とどれだけコストが1件当たり違うんだということがわかれば、その中でどういうふうに配分するかという話しだと思いますので。将来の研究課題だと思います。

**○西田室長** 私どもも是非そこは将来の研究課題として受け止めてやっていきたいと思っております。

ただ、この考えの中で1つはみんなが能動的に納めてくれるという中ではコスト計算がしやすいんですけども、私どもの場合なかなか納付督促をする人というのは能動的に納めてくれない人を対象にするものですから、その人たちに対してコストというのをどうかけるかというのは非常に難しい話で、本来、純粋な民間の年金であればメンバーさんだけを相手にするわけですから、コストというものは分離しやすいんですけども、私どもはむしろその制度に背を向けている人たちに対してどうやって年金を結び付けるかということなんで、そこに対するコストの考え方というのは難しく、一概に効率性だけじゃない皆年金という精神をどうやって浸透させていくかということもその中には含まれていて、その部分のコストをどう考えるかというのが非常に難しいとは思っています。

いずれにしても、これを踏まえながら、実績を見ながら適正なセットを考えていかなければいけないというふうに思っております。

**○榎谷主査** 正常な方を振替させるのと、延滞されている方、滞納されている方をするのでは確かに民間

事業者のコストは違うと思って。違いがあってもいいのかなとは思いますが、ただ、トータルでかからないと、ここの部分だけ測定しろといっても難しいというのはよくわかります。

それでは、よろしいでしょうか。今の要求水準の話ですね。委託費は基本的には変更しない、増えた場合は増やさないで分母に。減った場合は減らします。委託費はかわらないということですね。いいかどうかは別としてやむを得ないという感じはあります。

それでは、私の方から議了に当たりまして、コメントしておきたいと思います。

まず一つは要求水準等の見直しと委託費との関係でございますが、要求水準を見直す場合には委託費を変更しないことに関しましては、事業実施の過程において民間事業者の意見を適宜聴取するなどによりまして、その妥当性を引き続き検討していただきたい。これもデータをしっかり取っていかなくてはいけないと思いますが、どうかよろしく願いいたします。

2つ目は、先ほど議論に出ました口座振替等獲得の成功報酬の在り方なんですけれども、口座振替等の獲得に関する成功報酬の設定方法や水準に関しまして、獲得実績等を検証するとともに、社会保険庁の徴収コスト、それ以外のコストもあるかと思っておりますけれども、かかるコストをできるだけ分析していただきまして、妥当性を引き続き検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

いかがですか。よろしいでしょうか。

**○西田室長** 今、御指摘いただきました点につきましては、私どももより事業を円滑にやる意味でも重要な課題だというふうに思っておりますので、事業実績を常に把握しながら検討を常に進めていきたいというふうに思っております。今後とも御指導よろしく願いしたいと思います。

**○榎谷主査** それでは本日の審議はこれまでとさせていただきますと思っておりますが、本実施要項（案）及び昨年10月開始分の第2期要求水準見直し案につきましては、これまであわせて3回の審議を行ってまいりました。重要な論点につきましては漏れなく取り上げて審議いたしてまいりましたけれども、私としてはこれら2つの案件につきましてはいずれも小委員会の審議を今回で実質的に終了したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

それでは、これらの2つの案件につきましては小委員会の審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、本案件の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては主査である私に一任いただきたいと思いますと思っておりますがよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

**○榎谷主査** ありがとうございます。今後何か疑義が生じた場合には事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは本日の入札監理小委員会はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

**○西田室長** ありがとうございました。

**○榎谷主査** 次回の開催に当たりましては事務局から追って御連絡いたしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

（終了）